

議案第 1 1 号

東郷町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

東郷町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、和合保育園の廃止に伴い必要があるからである。

東郷町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東郷町保育所の設置及び管理に関する条例（昭和50年東郷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表和合保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

和合保育園の廃止に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

町が設置する保育所のうち、和合保育園を削ること。（別表関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。